

株式会社トーキン

自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日

第111期 貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	構成比	科 目 (負債の部)	金 額	構成比
I. 流動資産			I. 流動負債		
1 現金及び預金	5,357		1 買掛金	8,800	
2 受取手形	6		2 短期借入金	350	
3 売掛金	5,507		3 一年内返済予定の長期借入金	2,750	
4 商品及び製品	611		4 未払	437	
5 仕掛品	1,029		5 未払法人税等	12	
6 原材料及び貯蔵品	438		6 未払費用	757	
7 未収入金	366		7 賞与引当金	673	
8 短期貸付金	6		8 事業構造改善引当金	47	
9 一年内回収予定の長期貸付金	2,750		9 独占禁止法関連損失引当金	2,505	
10 その他	983		10 その他	1,287	
流動資産合計	17,056	25.7	流動負債合計	17,622	26.6
II. 固定資産			II. 固定負債		
1 有形固定資産			1 長期借入金	26,125	
(1) 建物	18,996		2 退職給付引当金	3,125	
減価償却累計額	△ 17,284	1,712	3 預り保証金	406	
(2) 構築物	2,298		4 その他	217	
減価償却累計額	△ 2,071	226	固定負債合計	29,874	45.1
(3) 機械及び装置	17,020				
減価償却累計額	△ 15,405	1,614	負債合計	47,497	71.7
(4) 車両運搬具	22				
減価償却累計額	△ 20	1	(純資産の部)		
(5) 工具器具及び備品	2,970		I. 株主資本		
減価償却累計額	△ 2,480	489	1 資本金	100	
(6) 土地	3,175		2 利益剰余金		
(7) 建設仮勘定	565		(1) その他利益剰余金		
(8) その他	53		繰越利益剰余金	29,176	29,176
減価償却累計額	△ 33	19	利益剰余金合計		
有形固定資産合計	7,806	(11.8)	3 自己株式	△ 10,542	△ 10,542
2 無形固定資産			株主資本合計	18,733	(28.3)
(1) ソフトウェア	208		II. 評価・換算差額等		
(2) その他	37		1 その他有価証券評価差額金	52	
無形固定資産合計	246	(0.4)	評価・換算差額等合計	52	(0.0)
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	255				
(2) 関係会社株式	9,259				
(3) 関係会社出資金	3,349				
(4) 長期貸付金	27,500				
(5) 繰延税金資産	301				
(6) その他	507				
投資その他の資産合計	41,173	(62.1)			
固定資産合計	49,226	74.3	純資産合計	18,786	28.3
資産合計	66,283	100.0	負債及び純資産合計	66,283	100.0

第111期 損 益 計 算 書

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	百分比
I 売 上 高	36,457	100.0
II 売 上 原 価	<u>30,046</u>	82.4
売 上 総 利 益	6,410	17.6
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	<u>4,344</u>	11.9
営 業 利 益	2,066	5.7
IV 営 業 外 収 益		
1 受 取 利 息	712	
2 受 取 配 当 金	440	
3 為 替 差 益	10	
4 そ の 他	37	
	<u>1,200</u>	3.3
V 営 業 外 費 用		
1 支 払 利 息	705	
2 借 入 関 連 費 用	30	
3 そ の 他	25	
	<u>761</u>	2.1
経 常 利 益	2,505	6.9
VI 特 別 利 益		
1 固 定 資 産 売 却 益	16	
2 子 会 社 清 算 益	39	
	<u>56</u>	0.2
VII 特 別 損 失		
1 固 定 資 産 撤 去 費	16	
2 固 定 資 産 除 却 損	2	
3 固 定 資 産 売 却 損	4	
4 固 定 資 産 減 損 損 失	71	
5 弁 護 士 費 用 等	65	
6 事 業 構 造 改 善 費 用	558	
7 独 占 禁 止 法 関 連 損 失	10	
8 投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	56	
9 そ の 他	4	
	<u>790</u>	2.2
税 引 前 当 期 純 利 益	1,770	4.9
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	91	
法 人 税 等 調 整 額	<u>582</u>	1.8
当 期 純 利 益	<u><u>1,097</u></u>	3.0

第111期 株主資本等変動計算書

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本				株主資本 合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成31年4月1日残高	100	28,079	28,079	△ 10,542	17,636
事業年度中の変動					
当期純利益		1,097	1,097		1,097
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	-	1,097	1,097	-	1,097
令和2年3月31日残高	100	29,176	29,176	△ 10,542	18,733

項目	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成31年4月1日残高	90	90	17,727
事業年度中の変動			
当期純利益			1,097
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△ 37	△ 37	△ 37
事業年度中の変動額合計	△ 37	△ 37	1,059
令和2年3月31日残高	52	52	18,786

個別注記表

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法に基づく原価法
 - (ロ) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっている。)
時価のないもの
移動平均法に基づく原価法
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)
定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりである。

建物	10～38年
機械及び装置	4～8年
 - ② 無形固定資産 (リース資産を除く)
定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (3年または5年) に基づく定額法による。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため設定しており、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上している。
 - ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしている。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。
 - ④ 事業構造改善引当金
事業構造改善に伴う早期退職等に係る支出に備えるため、当事業年度における見込額を計上している。
 - ⑤ 独占禁止法関連損失引当金
独占禁止法 (競争法) 違反に関連し、将来発生しうる損失に備えるため、損失見込額を計上している。
 - (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっている。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保債務

① 担保に供している資産

未収入金	1	百万円
建物	1,630	
構築物	222	
土地	2,895	
関係会社株式	6,056	
関係会社出資金	3,349	
一年内回収予定の長期貸付金	2,750	
長期貸付金	27,500	
その他	343	

② 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	2,750	百万円
長期借入金	26,125	

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務は区分表示したものを除き以下のとおりである。

短期金銭債権	7,627	百万円
長期金銭債権	27,843	
短期金銭債務	7,707	

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業活動による取引高

売上高	23,618	百万円
仕入高	20,493	
その他	500	
営業取引以外の取引による取引高	2,192	

(2) 特別損益に関する注記

① 弁護士費用等

主に独占禁止法(競争法)の調査に対応するための弁護士報酬等である。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(千株)	541,869	—	—	541,869
A種優先株式(千株)	270,934	—	—	270,934
自己株式				
普通株式(千株)	74,003	—	—	74,003
A種優先株式(千株)	270,934	—	—	270,934

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はない

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はない。

6. 税効果会計関係に関する注記

(1) 繰延税金資産・負債の発生 of 主な原因別の内訳

(固定資産)	賞与引当金	226	百万円
	独占禁止法関連損失引当金	841	
	繰越欠損金	2,667	
	退職給付引当金	1,049	
	土地時価評価・減損	1,129	
	減価償却超過額	366	
	その他	869	
	繰延税金資産小計	7,149	
	評価性引当額	△6,261	
	繰延税金資産合計	888	
(固定負債)	土地時価評価・減損	321	百万円
	関係会社株式時価評価・減損	262	
	その他	1	
	繰延税金負債合計	586	

(2) 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.6%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	0.3
永久に益金に算入されない項目	△18.7
評価性引当額の増減	17.6
外国源泉税額	4.5
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.0%

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定している。売掛金に係る顧客の信用リスクは、内部規程に沿って適切な管理を行い、リスク低減を図っている。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりである。
(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
①現金及び預金	5,357	5,357	-
②売掛金	5,507	5,507	-
③投資有価証券	209	209	-
④長期貸付金(一年内回収予定の長期貸付金を含む)	30,250	30,250	-
⑤買掛金	(8,800)	(8,800)	-
⑥短期借入金	(350)	(350)	-
⑦長期借入金(一年内返済予定の長期借入金を含む)	(28,875)	(28,875)	-

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、並びに②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

④ 長期貸付金

長期貸付金のうち変動金利によるものの時価については、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。

⑤ 買掛金、並びに⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑦ 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものの時価については、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額45百万円)、関係会社株式(貸借対照表計上額9,259百万円)

および関係会社出資金(貸借対照表計上額3,349百万円)は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めていない。

(注3) 長期借入金の返済予定額

(単位：百万円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	2,750	2,750	2,750	17,875	-

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	Kemet Electronics Corporation	被所有 直接 100.00%	当社製品の販売、役員 の兼任および資金貸付	資 金 の 回 収 (注1)	1,375	一年内回収予定の 長期貸付金	2,750
						長期貸付金	27,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付に関しては、市場金利を勘案した利率を適用している。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
子会社	TOKIN Electronics (Xiamen) Corporation	所有 直接 82.58% 間接 17.42%	当社製品の製造および 役員の兼任	電子材料部品の購入 (注1)	3,463	買掛金	732
子会社	TOKIN Electronics (Thailand) Co., Ltd.	所有 直接 100.00%	当社製品の製造および 役員の兼任	電子材料部品の購入 (注1)	11,813	買掛金	5,783
子会社	TOKIN Electronics (Vietnam) Co., Ltd.	所有 直接 39.53% 間接 60.47%	当社製品の製造および 役員の兼任	電子材料部品の購入 (注1)	4,493	買掛金	993
子会社	TOKIN Hong Kong Ltd.	所有 間接 100.00%	当社製品の販売および 役員の兼任	電子材料部品の販売 (注2)	3,044	売掛金	947
子会社	TOKIN Taiwan Co., Ltd.	所有 直接 100.00%	当社製品の販売および 役員の兼任	電子材料部品の販売 (注2)	12,016	売掛金	1,838
関連会社	N T販売㈱	所有 直接 33.00%	当社製品の販売	電子材料部品の販売 (注2)	4,988	売掛金	445

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 電子材料部品の購入については複数の見積もりを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先および価格を決定している。

(注2) 電子材料部品の販売について、価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定している。

(注3) 海外子会社の取引金額および期末残高には消費税等を含めていない。国内関連会社の取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めている。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 40円15銭

(2) 1株当たり当期純利益 2円34銭

(算定上の基礎)

① 1株当たり純資産額

貸借対照表の純資産の部の合計金額	18,786 百万円
普通株式に係る期末の純資産額	18,786 百万円
普通株式の発行済総数	541,869 千株
一株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	467,866 千株

② 1株当たり当期純利益

損益計算書上の当期純利益	1,097 百万円
普通株式に係る当期純利益	1,097 百万円
普通株式の期中平均株式数	467,866 千株

10. その他の注記

訴訟事項等

公正取引委員会等による調査について

当社グループは、平成26年3月以降、コンデンサ製品の取引に関して、公正取引委員会並びに米国、欧州などの競争当局の調査について対応をしている。

平成27年9月、当社は米国司法省との間で司法取引に合意し、平成28年1月、裁判所の承認を受けた。

平成27年12月、台湾の公平交易委員会より、課徴金を課す旨の文書を受領した。当社は当該文書の内容に不服があったため、平成28年2月、所定の裁判所に行政訴訟を提起した。令和元年12月の最高行政法院の判決（令和2年1月に判決書受領）により、公平交易委員会の課徴金の計算には不備があったとして、従前の課徴金決定が取り消され、これまでの課徴金の支払額が返還された。今後は最高行政法院の判決を踏まえ、公平交易委員会は、新たに課徴金を決定する見込みである。

平成28年3月、日本の公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

また、米国及びカナダにおいて、本件に関して、複数のクラスアクション（集団訴訟）が提起された。平成28年5月、米国における集団訴訟について、和解に関する合意に達した。

平成28年7月、ブラジル競争法当局と課徴金の和解額を含む排除措置合意（和解契約）を締結した。

平成30年3月、欧州委員会より課徴金を課す旨の文書を受領した。当社は当該文書の内容に不服があったため、平成30年6月、所定の裁判所に行政訴訟を提起した。

平成30年4月、カナダにおける集団訴訟について、和解の基本条件につき合意に達した。

平成30年11月、韓国の公正取引委員会より課徴金を課す旨の文書を受領した。当社は当該文書の内容に不服があったため、平成30年12月、所定の裁判所に行政訴訟を提起した。

これらの調査及び訴訟等に関して、当事業年度において合理的に見積可能な金額として、独占禁止法関連損失引当金2,505百万円および独占禁止法関連損失10百万円を計上している。